

審 査 基 準

令和 7 年 4 月 10 日 作成

法 令 名：	銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：	第 3 1 条第 2 項
処 分 の 概 要：	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：	長野県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 3 1 条第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 3 0 条（許可の期間の延長）
審 査 基 準：	当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間：	2 日
申 請 先：	申請者の住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：	長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：	